

令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）
まだい日本海西部・東シナ海系群
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 6 年 10 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 6 年 3 月に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、下記の漁獲シナリオで算定された ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 種苗放流を想定した資源評価に基づき、親魚量が令和 17 年度（2035 年度）に、少なくとも 50% の確率で、暫定目標管理基準値（1 歳から 6 歳魚の MSY を達成するために必要な親魚量）を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
 - ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、1 歳から 6 歳魚の MSY を達成する水準に調整係数（ β ：1.0）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
 - ③ ②により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）（ステップ 1）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだい日本海西部・東シナ海系群	5,900 トン

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：39.3 千トン（MSY を達成するために必要な親魚量）
- (2) 暫定目標管理基準値：13.1 千トン（1 歳から 6 歳魚の MSY を達成するために必要な親魚量）
- (3) 限界管理基準値：9.0 千トン（MSY の 60 パーセントを達成する親魚量）
- (4) 禁漁水準値：1.4 千トン（MSY の 10 パーセントが得られる親魚量）

(参考2) まだい日本海西部・東シナ海系群の漁獲実績

単位：千トン

	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)
まだい日本海西部・東シナ海 系群	5.1	5.2	5.9	6.7	6.6

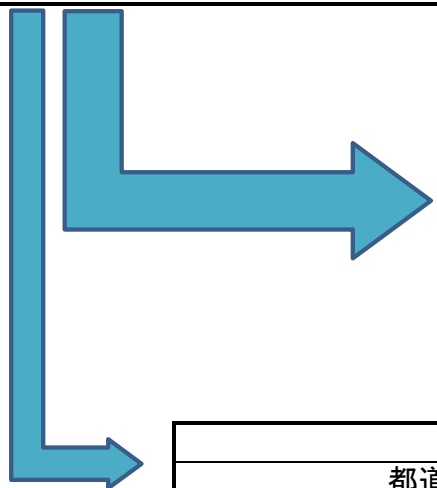
(出典：農林水産統計より水産庁作成)

2 配分(案)

都道府県別TAC及び大臣管理TACについて、別紙のとおり、具体的な配分数量は設定せず、漁獲可能量の内数として設定することとする。なお、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示する。

令和7管理年度まだい日本海西部・東シナ海系群TACの設定について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
まだい日本海西部・東シナ海系群	5,900



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	5,900トンの内数
沖合底びき網漁業及び 以西底びき網漁業	5,900トンの内数

知事管理分	
都道府県名	数量(トン)
鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県	5,900トンの内数